

# 寄付に対する減免税措置についてのご案内

## 企業、団体等で寄付をお考えの方

法人様が学校法人 行吉学園に対して行った寄付金につきましては、法人税法に基づき、当該事業年度の損金に算入することができます。

損金算入の方法には、下記の「受配者指定寄付金」と「特定公益増進法人に対する寄付金」の2種類がございます。詳しくは、下記をご覧ください。

### (1) 受配者指定寄付金制度で寄付する場合 (全額が損金に算入される寄付金)

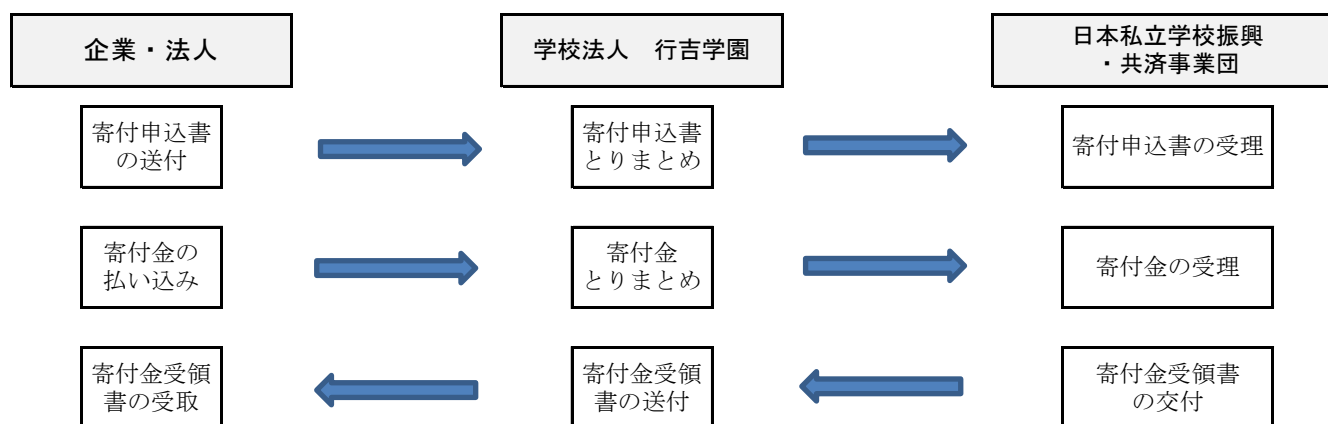
寄付金の全額を寄付した事業年度の損金にすることができます。この税法上の優遇措置を受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）宛に申込手続をする必要がありますが、事業団への諸手続は本学で行います。

なお、損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。「寄付金受領書」は、本学を経由して寄付者にお送りいたします。

注意) 「寄付金受領書」の受領日付は、本学が日本私立学校振興・共済事業団に振込した日となり、寄付者である会社等法人が本学に入金した日にはなりません。当該決算日より余裕を持ってお振込みいただきますようご協力をお願いいたします。

(お手元に届くまで、本学へのご入金から約2か月程度を要しますので、あらかじめご了承ください。)

#### 【手続きの流れ】



### (2) 学校法人に直接寄付する場合 (損金算入限度額以内で減免が受けられる寄付金)

この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額（下記参照）に相当する金額で、別枠として損金に算入されます。この寄付金による損金算入は、本学発行の寄付金領収書「特定公益増進法人であることの証明書（写）」によって手続をすることができます。

#### 【損金算入限度額の計算方法】

$$\boxed{\text{資本金}} \times \boxed{0.375\%} + \boxed{\text{当該年度所得}} \times \boxed{6.25\%} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

限度額を超える部分は、一般寄付先への寄付として損金算入ができます。

$$\boxed{\text{資本金}} \times \boxed{0.25\%} + \boxed{\text{当該年度所得}} \times \boxed{2.5\%} \times \frac{1}{4} = \boxed{\text{損金算入額}}$$

上記の損金算入限度額を超える部分の金額は、←の損金算入額となります。